

裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）募集要項

◆日程

第1回 2019年8月8日（木）

第2回 2019年8月9日（金）

各日とも午前9時30分から午後5時00分（受付は午前9時00分から）

◆実施場所

東京家庭裁判所 19階大会議室（東京都千代田区霞が関1-1-2）

[東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線 霞ヶ関駅から徒歩約1～5分]

[東京メトロ有楽町線 桜田門駅から徒歩約10分]

◆募集人員

各日60人程度

◆参加資格

大学生・大学院生（学年・学部不問）

※ 既卒者及び専門学校生は御参加いただくことができません。

◆プログラム（予定） ※本インターンシップは、採用選考活動とは一切関係ありません。

家事事件・少年事件の模擬事例を用いたグループ検討、少年調査面接体験、庁舎見学、座談会
家事事件・少年事件の模擬事例を基に、グループ検討をしながら、次の体験をします。

少年事件：調査前の準備、少年調査面接及び処遇意見の検討

家事事件：調査前の準備、子の調査における留意点の検討

庁舎見学：実際に家庭裁判所調査官が働く執務室、面接室などを御案内します。

座談会：家庭裁判所調査官がみなさんの疑問にお答えします。

◆応募方法

以下のとおりメール送信してください。

・件名は「（応募）裁判所インターンシップ（家庭裁判所調査官）」とする。

・メール本文には

①氏名（ふりがな）、②性別、③年齢、④大学名・大学院名、⑤学部・研究科等、⑥学年、

⑦郵便番号、⑧住所、⑨電話番号、⑩インターンシップ参加の志望理由、⑪参加を希望する日程
（例：第1回希望）を記載する。

・送信先は東京家庭裁判所人事課（fc.tok.jinji@wm.courts.jp）とする。

※ 応募に当たっては、本募集要項下部記載の留意事項をよくお読みください。

※ 応募者多数の場合は、選考により参加者を決定します。

※ 選考の結果は7月中旬頃に全員にメールにて御連絡します。

以下のドメインを受信できるように設定してください。（@wm.courts.jp）

※ 送信先のメールアドレスは受付専用です。御質問には回答できません。

※ 送信された個人情報は、本インターンシップの実施に限り、適正に使用します。

◆応募期間

2019年4月15日（月）～2019年6月16日（日）午後11時59分

※ 第1回及び第2回は、重複して申し込むことはできません。

※ メールサーバーの受信日時をもって到達日時を判断します。送信に用いたPC等の端末上に表示された送信日時とは異なることもあるため、特に募集期間の最終日に応募される場合には御注意ください。

◆お問い合わせ先

東京家庭裁判所事務局人事課任用係

TEL 03-3502-7108

【留意事項】

参加者は以下を了承した上で本インターンシップに応募してください。

① 服務及び秘密の保持

ア 参加者は、インターンシップ中は裁判所職員の服務に準ずるものとし、裁判所職員が遵守すべき法令及び規則等を守っていただきます。

イ 参加者は、インターンシップ中に知り得た秘密を、同期間中及びインターンシップ終了後において、第三者に漏らしてはいけません。

② 経費

インターンシップの参加に伴って生じた一切の経費（交通費、食費、宿泊費等）は、全て参加者の負担となります。

③ 保険への加入

インターンシップ中に発生した事故に備えた任意保険の加入は、各自の判断で行っていただきます。

【個人情報の取扱いについて】

裁判所は、参加者の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づく場合を除き、参加者の個人情報を第三者に提供することはありません。

裁判所は、法令及び要綱に基づく場合を除き、参加者の個人情報を実習の実施以外の目的に使用することはありません。